

平成31年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成31年2月25日(月)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告  
(町長招集あいさつ)
- 第 4 承認第 1号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 5 議案第 1号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 2号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 3号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 4号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 5号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第 6号 平成31年度永平寺町一般会計予算について
- 第11 議案第 7号 平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第12 議案第 8号 平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第13 議案第 9号 平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第14 議案第10号 平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第15 議案第11号 平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第16 議案第12号 平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第17 議案第13号 平成31年度永平寺町上水道事業会計予算について

- 第18 議案第14号 永平寺町行政組織条例の制定について
- 第19 議案第15号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第16号 永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第17号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第22 議案第18号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第19号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第21号 永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第26 議案第22号 永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について
- 第27 議案第23号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第24号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第26号 福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第31 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第32 議員派遣の件

2 会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 松川正樹君

2番 上田 誠 君  
 3番 中村 勘太郎 君  
 4番 金元 直 栄 君  
 5番 滝波 登喜男 君  
 6番 斉藤 則 男 君  
 7番 奥野 正 司 君  
 8番 伊藤 博 夫 君  
 9番 長岡 千恵子 君  
 10番 川崎 直 文 君  
 11番 酒井 和 美 君  
 12番 酒井 秀 和 君  
 13番 朝井 征一郎 君  
 14番 江守 勲 君

#### 4 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永 充 君
副町	長	平野 信 二 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝日 光 彦 君
総 務 課	長	山田 孝 明 君
財 政 課	長	山口 真 君
総 合 政 策 課	長	平林 竜 一 君
会 計 課	長	酒井 宏 明 君
税 務 課	長	歸山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉川 貞 夫 君
農 林 課	長	野崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	清水 和 仁 君
建 設 課	長	多田 和 憲 君
上 下 水 道 課	長	原 武 史 君
上 志 比 支 所	長	森 近 秀 之 君

学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書	記 竹 内 啓 二 君
書	記 宇 野 美 智 子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る2月19日、町長より平成31年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

本定例会は、平成31年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、提出された諸議案は平成31年度予算案及び平成30年度補正予算案のほか、条例の制定及び改正等、町民生活に重大な関連のある、かつその内容も多種多様にわたる膨大なものでございます。

議案の内容につきましては後ほど町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましても町民福祉の増進の見地から検討を加え、町政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。

したがって、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当なご決議に到達いたしますことを念願するものでございます。

とき既に早春とは申しながら余寒なお去りがたい折から、皆様にはひとしおご自愛を賜りまして、かくしゃくとして本町議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成31年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、奥野君、8番、

伊藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月25日から3月20日までの24日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、2月25日から3月20日までの24日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

朝の寒さは厳しいものの、日だまりの温かさには春を感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成最後の年、新しい時代の節目を迎えた我が国の経済情勢は、一部報道によりますと平成30年12月に景気回復期間が「戦後最長となったとみられる」との見解が示されたところでございます。総括判断は緩やかに回復していると見込まれています。今後、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待をされていますが、本年10月に消費税率

が10%に引き上げとなることによる経済への影響が懸念されるところであり、本町としましては、経済状況を注視しながら引き続き事業の選択と集中を行い、限られた財源の中でより効率的で効果的な政策の展開が必要になるものと考えているところでございます。

国におきましては、少子・高齢化を乗り越えなければならない最大の壁と位置づけ、幼児教育・保育の無償化を初めとした全世代型の社会保障制度への転換を行うこととしております。

こうした中、全ての人が豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくとともに、社会全体で子どもや若者を育成、支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会を実現することが国や地方に課せられた共通の課題です。

今後も、国や県、関係機関との連携を強化し、地域の課題に取り組むとともに、産業界や金融機関、大学などとの連携をさらに強め、地方創生や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

町政運営の基本は町民との対話にあります。引き続き町民の皆様との対話の機会をふやし、本町の魅力や可能性を余すことなく引き出し、「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、第二次永平寺町総合振興計画の着実な推進に資する施策につきまして、7つの基本計画ごとにご説明申し上げます。

初めに「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり」についてでございます。

子育て支援の充実につきましては、松岡福祉総合センター内に設置しております松岡児童クラブが大変手狭であることと、松岡小学校より離れており下校時の児童の安全を確保するための環境整備としまして、本年10月に向けて松岡小学校内に移転、供用開始する旨を利用者にご説明し進めてまいります。

また、これまで開催してまいりました幼稚園・幼稚園施設再編検討委員会より3月末に答申を受ける予定となっており、平成31年度は次の段階に進んでまいります。

国の少子化対策としての幼児教育無償化の対応や気がかり児を養育する保護者の方の子育ての悩みや不安を解消し、子どもの健やかな成長を促す子ども発達相談事業にも取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実につきましては、公民館活動を中心とした公民館講座、

自主サークル活動の活性化を図り、老若男女、町民誰もが集う公民館づくりを目指してまいります。

かねてより整備を進めてまいりました松岡公民館は本年4月に竣工し、公民館事務所のある2階に音楽やダンスなど、若者から高齢者まで幅広い年齢層の多種多様なニーズに対応するため多目的フロアを設け、今まで以上に町民の集う場としてご利用いただけるよう努めてまいります。また、松岡地区の歴史、文化など地域性を持たせ、明るくきれいになった松岡公民館を気軽にご利用いただくため、新しい講座や教室などを企画し、文化芸術の振興にさらに取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツの推進につきましては、昨年開催しました福井国体・障害者スポーツ大会を契機として、町民がスポーツのすばらしさを実感し、楽しいスポーツを通じて、さらに健全な心と体の育成と維持を図るよう取り組んでまいります。

障害者スポーツ大会では、永平寺町で開催されたグランドソフトボールの競技運営に協力していただいた町民の方々が本町のスポーツ団体に対して、障害者スポーツ普及のために活動しようと呼びかけられました。町ではこの自主的な行動と協力連携し、障害者スポーツの普及に努めてまいります。

次に、学校教育環境の充実につきましては、子どもたちにとってよりよい教育環境を目指すため、小中学校の適正配置を検討してまいります。平成31年度は、現在の小中学校の現状及び今後、少子化による児童生徒の減少等を踏まえ、「これからの永平寺町を担う児童生徒のために学校教育はどうあるべきか」をテーマとして町民の皆様の理解を得ながら取り組んでまいります。

また現在、教職員の日々の忙しさから児童生徒の声を十分に聞き取れないことが、いじめ・不登校対策などに影響があると言われております。平成31年度は、まず中学校3校で2学期制を試行し、生徒と向き合う時間を確保し温かい学校づくりを進めてまいります。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」についてでございます。

生涯を通じた健康づくりの推進につきましては、人生100年時代を見据えて健康寿命の延伸を図るため、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大やフレイル対策を含めた健康管理に地域や職域へも積極的にアプローチし、特定健診、保健指導により生活習慣の改善を進めてまいります。

また、現在、風疹罹患者が増加しております。30から50代の男性の患者数が多く、感染が拡大した場合には妊婦感染による先天性風疹症候群の発生率が高



くなります。感染拡大を防止するため、風疹抗体検査陰性者への予防接種の実施を呼びかけてまいります。

次に、地域医療体制の充実につきましては、地域包括ケアシステムの構築の一環である医療サービスの提供体制において、在宅医療の充実を図るために永平寺町立在宅訪問診療所を開設いたします。福井大学の指定管理のもと、外来診療、訪問診療を行う診療所においては、医師等の育成、確保や医療、介護の多職種連携体制の構築にも注力してまいります。

次に、「安心して安全に暮らせるまちづくり」についてでございます。

自主防災組織と連携した災害対策の充実につきましては、昨年11月に防災知識や技術の向上、災害時の連携を図っていくボランティア団体の永平寺町防災士の会が発足いたしました。本町には約400名の防災士の方がおられ、町民50人に1人が防災士という全国でもトップクラスの防災意識の高い町となりました。災害時には、自主防災組織やボランティアなどと連携し、円滑に対応していかなければならないことから、行政とのかけ橋としての役割を期待できる防災士の会の皆様と協力して、全ての町民が安全で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

また、近年の異常気象への対策の一環といたしまして、洪水ハザードマップの更新を行います。現在の洪水ハザードマップは、平成21年3月に作成されておりますが、平成27年の水防法改正により、想定する雨量が見直されたため、国が平成28年6月、県は今年度、それぞれのハザードマップを改正しております。これを受けまして町の洪水ハザードマップを更新し、洪水氾濫発生時の浸水情報及び避難に関する情報を提供してまいります。

町民の皆様は、ご自分が住んでいる地区の危険性を日ごろから認識していただき、異常時には迅速な避難活動を開始していただくことによって、人的被害を最小限にとどめることにつなげてまいりたいと考えております。

次に、消防・救急体制の強化につきましては、全国的に消防団員の減少が進む中、本町におきましても団員確保につきましては苦慮しているところでございます。各分団員が友人等の勧誘、区からの選出、また消防団員の魅力などを発信するために町の広報紙、募集チラシ、SNS等媒体を活用し、今後も団員の確保を図るとともに、今、必要とされている女性消防団員や町内の2つの大学の学生を対象とした大学生防災サポーターの加入促進に取り組んでまいります。

次に、「地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり」についてでございます。

観光の振興につきましては、永平寺門前の整備事業が平成31年度をもって完了することにより、大本山永平寺だけでなく門前街を含め周辺地域が凜とした禅の心が体感できる環境へと整います。これを機に、水と緑に恵まれた豊かな自然や歴史、文化、食といった本町の魅力を国内外のさまざまな年齢層の方に合わせた多用な媒体を用いて情報発信するとともに、町内関係団体との連携による取り組みを進め、交流人口の増加や観光振興に結びつけてまいります。

また、大本山永平寺の宿泊施設（柏樹閣）も7月末に開業が予定されていることを踏まえ、禅シンポジウムを開催し、整備事業の成果として表現し、本来の目的である観光業の振興、本町経済への波及へとつなげてまいります。

さらに、永平寺町の豊かな農業資源や伝統文化を生かしてつくられた製品の中から、永平寺町らしい地域ブランドとして認定された「SHOJIN」商品もラインアップがそろってまいりました。今後、いろんな機会を通して町内にも浸透普及させ、さらに永平寺町ブランドとしてイメージアップと知名度の向上に向け全国へも情報発信してまいります。

次に、農林水産業の振興につきましては、農業者の高齢化や担い手不足等の問題が進む中で、狭小農地や鳥獣被害など耕作条件の悪い中山間地の農地は取り残され耕作放棄地がふえてきております。このような問題の打開策として、自主的に果樹や木の実を植樹し農地を守ろうとしている意欲ある農業者や集落に対して、勉強会や視察研修、苗木の購入補助等により農地を守る支援をしてまいります。

また、有害鳥獣対策としまして、地域での獣害柵の管理体制の強化や捕獲おり等の有効利用、さらには集落における意識向上の対策や多様化する獣害被害の対策に努めてまいります。特に猿の分布調査を継続実施し、鳥獣被害防止計画に追加することで、集落、地域ぐるみでの対策を推進してまいります。

次に、商工業の推進につきましては、まちづくり会社を主体に関係団体等と連携しながら町内企業へのIoT技術の導入を促進するとともに、企業の機運を高める取り組みを通して産業の活性化に努めてまいります。あわせて四季の森文化館を多様性と地域特性を生かした空間に整備し、地元企業との交流を通して新たなビジネスにつながるよう取り組んでまいります。

次に、「快適でうるおいのある美しいまちづくり」についてでございます。

道路網の充実につきましては、永平寺インターチェンジと永平寺口駅前ロータリーを結ぶ永平寺インター線の整備を平成31年度から2カ年で用地買収を進め

てまいります。

平成29年7月に開通いたしました中部縦貫自動車道永平寺大野道路と永平寺地区中心部のアクセス向上により、永平寺口駅を中心とした公共交通ネットワーク形成の強化を図るとともに沿線や周辺地域の発展により、地方創生にも大いに寄与する重要な道路と考えております。

次に、公共交通の充実であります。自動走行推進事業につきましては、より実用化に近い形での長期実証実験に取り組むとともに、さまざまな業種における人手不足や高齢者等を含む移動弱者の対応など、地域が抱える課題の解決に向けたもっと広い枠組みでのモビリティサービスのモデルケースを発信できるよう取り組んでまいります。あわせて町内交通体系の見直し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指してまいります。

また、産学官連携による取り組みを促進し、子育てにやさしいまち、誰もが住みたいと感じてもらえるPRを推進してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、今回の国体時に町民の皆様に取り組んでいただきました花いっぱい運動でご協力いただいた方々が永平寺町花の会、ハピネスフラワーを立ち上げ、国体後も町を花でいっぱいにしようという機運が高まっております。町内を花いっぱいにして美しい景観づくりをし、花づくりの輪と人の輪がさらに広がるよう支援してまいります。

次に、快適な住宅の整備促進につきましては、空き家問題が年々深刻化する中、空き家等に関する対策を総合的、計画的に実施するため、空き家対策特措法に基づく空き家等対策計画を策定し、2020年度から空き家等の利活用に対する各種補助事業を活用できる体制を整えてまいります。

また、空き家所有者に対しましては空き家バンク制度の周知や利活用に提供する意向を問うアンケートを実施し、これらの施策によって空き家の減少を図ってまいります。また、町内で放置された倒壊等のおそれのある空き家の対策にも引き続き取り組んでまいります。

次に、上水道・下水道の充実につきましては、上水道事業では、水道水の安定供給を念頭に引き続き漏水調査を実施し有収率の向上に努めるほか、水道施設台帳整備への取り組みや施設監視システムの更新などを行ってまいります。また、下水道事業関連としましては、特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業においても既存施設の機能診断を実施し、維持管理基準策定に取り組むことを予定しており、ライフライン施設のさらなる維持管理適正化に努めてまいります。

最後に、「健全な財政運営に向けて」についてでございます。

安定した財政運営の推進につきましては、引き続き効率的かつ効果的な行財政を運営していくため、行財政改革による経費削減や事務事業評価による事業の改善、見直し、推進に取り組んでまいります。

また、本年度に実施しました家屋異動判読照合業務により、数多くの不突合家屋が抽出されました。平成31年度は、これら滅失漏れや課税漏れの疑いのある不突合家屋につきまして、税務課全職員により現地調査を実施し、固定資産税の精度を高め、さらなる公平公正な固定資産税の賦課に努めてまいります。

債権管理室では、債権管理条例に基づき生活再建型滞納整理を実施しており、平成30年度中は5名に対し生活再建相談を実施し、効果はあらわれております。平成31年度は生活再建相談が成果として数字であられるようなさらなる努力を行ってまいります。

次に、効率的・効果的な行政運営の推進につきましては、上志比地区におきまして地域づくりのよりどころ、災害時の拠点としての機能をさらに発揮するため上志比支所建設に着手したいと考えております。昨年改築した振興センター施設との連携を図り、支所を上志比地区の防災拠点とすることとしております。また、現在未利用となっている上志比中央プールを解体後、造成することで小規模宅地を生み出し、町民の定住化と土地の有効活用を図りたいと考えております。

以上、申し上げてまいりました主要施策を遂行するため、本定例会にご提案いたします議案等についてご説明を申し上げます。

まず、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、国の第2次補正予算に計上されましたプレミアム付商品券事務費補助金を受け、消費税率引き上げによる影響緩和措置として行う低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券発行事業の事前準備経費を予算化したほか、平成29年度障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算に伴い返還金が生じたこと等により増額補正する一方で、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定や普通建設事業の額の確定等により不用額を減額補正するものでございます。

歳入では、普通交付税の額の確定により増額、事業費の確定等による国・県支出金の増額及び減額、財政調整基金繰入金、前年度繰越金等の減額等、合わせて2,808万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、国保事業の適正運営を図るため財政調整基金積立金を計上したほか、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定による減額分を計上するものでございます。

平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等においてサービスの利用量及び対象者の増による増額分等を計上するものでございます。

平成30年度下水道事業特別会計補正予算につきましては、公共松岡処理区における下水道処理人口が増加したことにより処理委託料の不足分を補正するものでございます。

続きまして、平成31年度当初予算の主なものについて申し上げます。

平成31年度当初予算では、第二次永平寺町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と、町立在宅訪問診療所の開設を初め建てかえを前提とした上志比支所の解体など、老朽化施設の改修及び新たなインフラ整備など17件の新規事業や4件の拡充事業、39件の大型継続事業に重点配分したところであり、一般会計の予算総額は84億6,526万円となった次第であります。歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに地方債の借り入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において療養給付費や高額医療費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましても、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

今回、永平寺町立在宅訪問診療所特別会計を新たに設置し、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けて取り組むもので、歳入において診療収入等及び一般会計繰入金等を計上し、歳出では国立大学法人福井大学への指定管理料等を計上しております。

下水道事業特別会計では、永平寺地区の下水道施設全体の老朽化に備えるため下水道施設ストックマネジメント基本計画策定業務を実施します。

農業集落排水事業特別会計では、上志比地区の農業集落排水施設全体の老朽化に備えるため農業集落排水事業最適整備構想策定業務を2カ年に分けて実施します。

上水道事業会計では、水道法改正により水道台帳の整備、保管が義務化されたことから、より精度の高い台帳システムの導入に向けて、町内全域を対象とした漏水調査時の情報を活用することとした有収率対策業務及び台帳システム導入業務を実施します。また、老朽化した永平寺地区の上水道監視システムの更新に当たり、緊急時や事故対応時に迅速な対応が期待できるとともに少数人員による維持管理に対応したクラウド化システムを導入します。

その結果、平成31年度特別会計の予算総額は4億510万7,000円、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億2,933万3,000円、資本的支出が1億6,156万5,000円となった次第であります。

以上、平成30年度永平寺町一般会計補正予算案並びに平成31年度当初予算案の概要について述べさせていただきました。

次に、永平寺町行政組織条例の制定以下12の案件、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結、永平寺町立在宅医訪問診療所の指定管理者の案件つきましても上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年は新たな元号による新時代の幕あけの年であります。そのような中、これまでの取り組みを引き続き進めていくだけでなく、変化する社会において求められたニーズに柔軟に対応し、さらなる町民福祉の向上が重要であると強く感じております。

引き続き、7つの笑顔の約束を果たせるよう全身全霊で町政運営に邁進してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

～日程第4 承認第1号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第4、承認第1号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第1号、損害賠償の額を定

めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この件につきましては、平成31年1月29日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、承認第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田孝明君） それでは、承認第1号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ及び2ページをお願いいたします。

町有施設による物損事故において、地方自治法第96条第1項第12号に規定する示談が成立し、同項第13項に規定する損害賠償の額を定めましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、本来であれば議決が必要となる案件でございますが、早急に損害賠償金を支払う必要がありますので、1月29日付で専決処分をさせていただきました。

議案書の2ページをお願いいたします。

下段のほうで、事故発生日は平成31年1月2日でございます。時間的には午後5時過ぎでございます。

事故発生場所は、永平寺町石上、町道大月藤巻線でございます。

3、事故の概要としまして、町道大月藤巻線を東に向かって自家用車で走行中、道路が陥没していた箇所の上を通過し、タイヤに大きな衝撃が加わり左前輪タイヤがパンクいたしました。

事故の種別としましては物損事故、損害賠償の額については1万7,464円でございます。なお、その損害賠償の割合としましては、70%分としまして1万7,464円ということで示談を成立させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、損害賠償額の定めることの専決処分承認についての件は、原案のとおり決定することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第1号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第2号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第3号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第4号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第5号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長(江守勲君) 次に、日程第5、議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程9、議案第5号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第5号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、国の第2次補正予算に計上されましたプレミアム付商品券事務費補



助金を受け、消費税率引き上げによる影響緩和措置として行う低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券発行事業の事前準備経費を予算化したほか、平成29年度障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算に伴い返還金が生じたこと等により増額補正する一方で、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定や普通建設事業の額の確定等により不用額を減額補正するものでございます。

歳入では、普通交付税の額の確定により増額、事業費の確定等による国・県支出金の増額及び減額、財政調整基金繰入金、前年度繰越金等の減額等、合わせて2,808万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算については、国保事業の適正運営を図るため財政調整基金積立金を計上したほか、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定による減額分を計上するものです。

後期高齢者医療特別会計補正予算については、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等においてサービスの利用量及び対象者の増による増額分等を計上するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算については、公共松岡処理区における下水道処理人口が増加したことにより処理委託料の不足分を補正するものでございます。

以上、議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第6号 平成31年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第11 議案第7号 平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第12 議案第8号 平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について

～日程第13 議案第9号 平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第14 議案第10号 平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第15 議案第11号 平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第12号 平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第17 議案第13号 平成31年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第10、議案第6号、平成31年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第13号、平成31年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第6号、平成31年度永平寺町一般会計予算についてから議案第13号、平成31年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、平成31年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。

平成31年度当初予算では、第2次永平寺町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と、町立在宅訪問診療所のオープンを初め建てかえを前提とした上志比支所の解体など、老朽化施設の改修及び新たなインフラ整備など17件の新規事業や4件の拡充事業、39件の大型継続事業に重点配分したところであり、一般会計の予算総額は84億6,526万円となった次第であります。歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに地方債の借り入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、議案第7号から第13号の特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において療養給付費や高額医療費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。予算総額は17億491万2,000円となった次第であります。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましても、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

議案第10号では、永平寺町立在宅訪問診療所特別会計を新たに設置し、地域

包括ケアシステムのさらなる充実に向けて取り組むもので、歳入において診療収入等及び一般会計繰入金を計上し、歳出では国立大学法人福井大学への指定管理料等を計上しており、初年度の予算総額は7,446万4,000円となった次第であります。

下水道事業特別会計では、永平寺地区の下水道施設全体の老朽化に備えるため下水道施設ストックマネジメント基本計画策定業務を実施します。

農業集落排水事業特別会計では、上志比地区の農業集落排水施設全体の老朽化に備えるため農業集落排水事業最適整備構想策定業務を2カ年に分けて実施します。

上水道事業会計では、水道法改正により水道台帳の整備、保管が義務化されたことから、より精度の高い台帳システムの導入に向けて、町内全域を対象とした漏水調査時の情報を活用する有収率対策業務及び台帳システム導入業務を実施します。また、老朽化した永平寺地区の上水道監視システムの更新に当たり、緊急時や事故対応時に迅速な対応が期待できるとともに、少数人員による維持管理に対応したクラウド化システムを導入します。

その結果、平成31年度特別会計の予算総額は47億510万7,000円、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億2,933万3,000円、資本的支出が1億6,156万5,000円となった次第であります。

以上、議案第6号から議案第13号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守勲君） 暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

---

（午前10時58分 再開）

○議長（江守勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第18 議案第14号 永平寺町行政組織条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第18、議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第14号、永平寺町行政組織条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、現行の行政組織条例について所掌事務の条文が同一の客体に係る事務の列記が多いため、類似しているものを整理統合することにより、各課所掌事務の内容を的確に明記されるよう改正を行うものです。

以上、議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第15号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第19、議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第15号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員が超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置を平成31年4月1日から講じることから、本町においても国家公務員に準じて所要の措置を講じるため条例の改正を行うものです。

以上、議案第15号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第20 議案第16号 永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第20、議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第16号、永平寺町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、永平寺町における行政財産の目的外使用の許可に関し、地方自治法の規定条項と条例との間にずれが生じているため所要の改正を行うほか、あわせて他条例・規則との用語表現の統一化を図るため文言の改

正を行うものです。

以上、議案第16号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第17号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第21 議案第17号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第17号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成28年度の防災行政無線同報系デジタル化の完了、今年度の次世代型トランシーバー、IP無線機の整備完了に伴い条例の全部改正が必要となりましたので、防災行政無線設備の運用について必要な事項を定めた条例の全部改正を行うものです。

以上、議案第17号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議案第18号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第22、議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第18号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、ことし10月1日に消費税率が10%に改正されると同時に自動車取得税が廃止され軽自動車税環境性能割が導入されることに伴い、当分の間、県が一括して環境性能割の賦課徴収を行うことから福井県内の非課税規定を統一する必要があるため所要の改正を行うものです。

以上、議案第18号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第19号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第23、議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成31年1月25日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、医療分の課税限度額の引き上げ、5割及び2割軽減を適用する際の所得の拡充等の改正が行われましたので所要の改正を行うものです。

また、あわせて永平寺町国民健康保険事業に係る歳入不足を補うため税率改正を行うものです。

以上、議案第19号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第20号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第24、議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町立在宅訪問診療所の適正な運営を図るため特別会計を設置することに伴い永平寺町特別会計条例の一部について改正を行うものです。

以上、議案第20号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第25 議案第21号 永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第25、議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。提案理由の説

明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第21号、永平寺町立在宅訪問診療所の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、外来、訪問による医療サービスを提供するための診療所を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により、その運営及び管理に必要な事項を定めた条例を制定させていただくものです。

以上、議案第21号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第26 議案第22号 永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第26、議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第22号、永平寺町立在宅訪問診療所使用料及び手数料条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、町立在宅訪問診療所を利用する場合の使用料及び手数料の徴収について、地方自治法第228条第1項の規定により、必要な事項を定めた条例を制定させていただくものです。

以上、議案第22号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第27 議案第23号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第27、議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第23号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、建築基準法の改正に伴い、同法別表第2に項ずれが発生したことを受け、これを引用している現行の永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行うものです。

以上、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第28 議案第24号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第28、議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第24号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、所属間の所掌事務見直しにより町内3つの河川公園管理事務を建設課から教育委員会へ移行したことに伴い、現行の永平寺町河川公園条例の改正を行うものです。

以上、議案第24号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第29 議案第25号 永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第29、議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第25号、永平寺町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、松岡公民館の改修に伴い教育委員会事務局があった部屋を町民の皆様の利用していただくため、名称及び使用料を追加し、あわせ3階、4階の会議室の名称変更、使用料を改めるため条例の改正を行うものです。

以上、議案第25号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。



～日程第30 議案第26号 福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第30、議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏であるふくい嶺北連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定により、福井市及び永平寺町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結することについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第26号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第31 議案第27号 指定管理者の指定について～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第31、議案第27号、指定管理者の指定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第27号、指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町立在宅医訪問診療所の指定管理者として、国立大学法人福井大学を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、議案第27号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第32 議員派遣の件～

- 議長（江守勲君） 次に、日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたい

と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時15分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

○議長(江守勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、あす2月26日から3月3日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす2月26日から3月3日までを休会とします。

3月4日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時16分 散会)